本件安全審査では、こうした地震の影響は検討していないではないか。

垣見　「土佐沖地震」を代表に検討はしたが、卓越周期が０．９秒程度で、影響を与える原子炉施設は存在しないことが分かったので、タイプＡやＢの地震には入れなかった。

原告　本件安全審査では、遠くで起って最も影響の大きかった地震として「日向灘地震」を採用しているが、その地震の震度はいくらと考えていたのか？

垣見　申請書にはあったと思うが記憶していない。

瀬尾　健さん逝く

６月５日、瀬尾　健さん（京都大学原子炉実験所助手）が、５３才の若さで亡くなりました。肺ガンと診断されて、３ヵ月たらずでした。

瀬尾さんは、伊方原発訴訟を始めから支えてきた「原子力技術研究会」のメンバーでした。「原発の安全上欠陥」という本に掲載された「炉心溶融時の災害評価」という論文や、チェルノブイリ事故時に放出された放射能量に関する研究の成果は、伊方訴訟はじめ各地の裁判や運動での、かけがえのない助っ人でした。

そして、チェルノブイリ周辺の放射能汚染について、ベラルーシの研究者たちとの総括的な研究が始まろうとしていた矢先に、帰らぬ人となったのでした。

瀬尾さんの科学と人間に対する思いは残された人たちの心で生き続けることでしょう。さようなら、瀬尾さん。

原告　震度は４だが、加速度にするといくらになるか？

垣見　２５から８０Ｇａｌ。

原告　証拠に出している「大地震への警告」という本によると、「安政地震」では伊方を含む愛媛県下は震度６だった、とあるが？

垣見　その推定値は初めて知ったが・・。

原告　加速度では？

垣見　２５０から４００Ｇａｌになる。

原告　加速度にして、その１０分の１から５分の１の地震しか審査していないということか？

垣見　敷地に影響を与えるタイプＡやＢの地震としては審査していない。

（以下次号に続く）

会計報告('94.6/1～6/30)

収入	
会費	２７、０００
ニュース講読料	７１、０００
コピー代金	１７、３４０
計	１１５、３４０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	１０、２９３
振替手数料	６８０
コピー料金	１０、４３６
２号炉公判支援	３０、０００
２号炉公判参加補助	１０、０００
供花費（瀬尾さん）	
弁護団	３０、０００
支援の会	３０、０００
計	１３８、９０９
差引	－２３、５６９
積立金合計	２、０７５、９１５

伊方訴訟ニュース

第 251 号
1994年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉訴

原告住民側の最初の証人は海老沢さん

前号で報告しておきましたように、６月３日の第５２回公判で、原告住民側は裁判所の求めに応じて、現段階で尋問したい証人を申請した「証拠申出書」と、「現地検証の申出書」（いずれも別項参照）を提出しました。

これに対して被告国側は、「温排水」は安全審査の対象外であるとして、裁判所に鷲尾証人の申請却下を求め、また原告住民側は、証人尋問の前に「現地検証」を行うよう要請しました。そして弁論の結果、「現地検証」については、原告側から内容を具体化した書面を９月１１日までに提出することにし、とりあえず海老沢証人から尋問を始めることがきまりました。

公判後に海老沢さんの都合を確かめた結果１１月１１日の公判から、原告側の主尋問を始めることが本決まりとなりました。はじめての主尋問と取り組む原告らへの皆さんの支援・協力をお願いします。

証拠申出書

原告は以下のとおり、証拠（証人）の申出をする。

証人の表示

１．広島県広島市東区くるめ木１丁目１４－１５
小島丈児
（広島大学名誉教授）
呼出　要
旅費・日当　不要
尋問時間　２時間程度

２．大阪府堺市新桧尾台１－２０－１０
海老沢　徹
（京都大学原子炉実験所助手）
呼出　要
旅費・日当　不要

３．兵庫県明石市林３丁目
鷲尾圭司
（林崎漁業協同組合企画研究室長）
呼出　要
旅費・日当　不要

立証の趣旨

１．小島丈児証人は、長らく本件２号炉敷地を含む三波川変成岩（帯）及び、中央構造線の研究に携わっており、本件の許可処分において原子炉敷地の基盤及び中央構造線との関係についての安全審査の評価が誤っていることを立証するため。

２．海老沢　徹証人は、京大原子炉実験所において、長らく原子核分野（中性子物理）の研究に携わっており、本件の許可処分においての工学的安全性における安全審査の評価

の誤りを立証する。

３．鷲尾圭司証人は、京都大学大学院農学研究科博士過程において水産学の研究に携わった後、漁業の現場において、長らく水産の研究・実践に携わっている。また、本件２号炉の海域周辺で発生した魚の大量死の調査にも従事した経験があり、本件２号炉の安全審査で温排水を審査対象としなかった誤りを立証する。

尋問事項

証人　小島丈児

一．証人の経歴。

二．本件２号炉の立地する基盤の問題点について。

三．基盤と中央構造線との関係と問題について。

四．その他右に関連する事項について。

証人　海老沢　徹

一．証人の経歴

二．原子炉の工学的安全性の一般的問題点について。

三．スリーマイル島２号炉、美浜２号炉事故が明らかにした工学的安全上の欠陥。

四．その他右に関連する事項について。

証人　鷲尾圭司

一．証人の経歴

二．伊予灘、伊方原発周辺海域の漁場価値について。

現地検証の申出書

原告は以下のとおり、現地検証の申し出をする。

検証場所

本件２号炉敷地を含む佐田岬半島及び北岸部周辺地域及び海域。

立証趣旨

本件２号炉敷地を含む佐田岬半島と周辺地域の地形を確認することにより、本件に関わる基盤が原子炉立地に適していないこと、及び安全審査において半島部が安定しているとの審査が誤りであること、及び航空機飛来の危険性を立証する。

なお、現地検証は、本件の地質・地盤に関わる小島証人尋問に先立って実施されるよう強く要望します。また、証人の尋問の順については、先ず小島証人を採用していただき、海老沢、鷲尾証人等については、小島証人の尋問の終了までに日程、順等について決めるよう要望します。

原告は今回の証拠申し出を第１次とし、今後、順次証拠（証人）申出を行います。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５２回公判（1994年6月3日）－

（その１）

すべての活断層を確認できるのか

原告　伊方原発の敷地から約８キロ東にある「ごぜトンネル」周辺で見つかった６本の破砕帯について、「安全審査当時は分からなかったので審査しなかったが、敷地から遠いので影響はない」と前回に証言したが、東西に延びている問題の破砕帯が敷地に向かって近付いていないとは言えないのではないか？

垣見　必らずしも東西に向かっているとは言えない。

原告　それでも調査していないだろう。

垣見　調査していないから、敷地に近付いていないとは言えない。

原告　四電は、弾性波を用いて断層や破砕帯の調査をしているが、その範囲は？

垣見　敷地内の半径数百メートルの範囲。

原告　それより外のことは分からないということか？

垣見　断層があったとしても、敷地への影響はないから問題ない。

原告　動いたことのある活断層は、すべて見つかるのか？

垣見　海底などの場合もあるので、すべてを見付けることはできない。

原告　佐田岬半島で過去に発生した二つの大きな地震、伊予宇和島地震と伊予西部地震の原因は何か？

垣見　地下の断層が原因。

原告　その断層は活断層か？

垣見　震源断層だ。

原告　断層が動いたから地震が発生したのではないか？

垣見　そうだ。

原告　それらの断層はどこにあるのか？

垣見　地表にあらわれていないので分からない。

原告　調査していないのか？

垣見　調査もできない。地下にはあるが地上には出ていない断層は、活断層とは言わず震源断層と言っている。

原告　ということは、敷地に影響を与えた地震の原因となった断層のすべてを調査したわけではない、ということか？

垣見　そうだ。

敷地に影響を与えた地震の調査範囲は？

原告　本件敷地に影響を与えた地震や断層の調査や審査は、どの範囲でやったのか？

垣見　おおよそ２００Ｋｍの範囲。

原告　２００Ｋｍ以遠の地震については検討していないということか？

垣見　そうだ。南海大地震については、範囲外だったが影響を審査した。

原告　しかし、安全審査資料には、加速度や震度の評価は出ていないではないか？

垣見　審査はしたが、資料には記載されていない。

原告　「土佐沖地震」についても、加速度などの審査はやっていないな？

垣見　記載していない。

原告　２００Ｋｍ以内だけ調査・審査すればいいとした根拠はあるのか？

垣見　日本では、２００Ｋｍ以遠であれば、マグニチュード８．５程度の大地震でも、敷地への影響が小さいということが分かっているからだ。

原告　南海大地震を検討したのは？

垣見　資料には記載していないが、念のためにやっただけ。

原告　２００Ｋｍ以内でいいという指針はあるのか？

垣見　指針はないと思う。

原告　２００Ｋｍ以内でいい、と決めたのはいつごろからか？

垣見　私が安全審査にタッチした時には、大部分の原発の審査で、そうなっていた。

原告　証拠に出してある「理科年表」によると、伊方から３００Ｋｍの範囲をとると、紀伊半島の先端で発生したマグニチュード８．４の「宝永地震」はじめ、マグニチュード８クラスの地震がずらっと集中しているのに、